

2016 宅建渋谷会

佐伯竜 & 宅建渋谷会 連動企画！！

「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ

宅建ミニ講義

第4講

2016/02/16



佐伯竜
渋谷会

<http://shibuyakai.com/>

まぐまぐメルマガ

佐伯竜&宅建渋谷会 連動企画！！「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ宅建ミニ講義

<http://www.mag2.com/m/0001364172.html>

YouTube チャンネル「渋谷会 宅建ミニ講義」

<https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIIQy6jGhcsypp3T-3w>

第4講 免許基準「罰金」を考える

(平成22年問27肢2)

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 2 法人Bの役員の中に、宅地建物取引業法の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過しない者がいる場合、Bは、免許を受けることができない。

※ 1、3、4は省略

-
- 2 正 宅地建物取引業法の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過しないものは、免許を受けることができない（欠格事由にあたる）。また、法人の役員に欠格事由にあたる者がいる場合、その法人は免許を受けることができない。したがって、法人Bの役員が欠格事由にあたる本肢において、法人Bは免許を受けることができない。

①宅建業法違反背、②背任罪、③「**暴力的犯罪**」を犯したことにより、**罰金**の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から5年を経過しない者は、免許欠格事由にあたる

「**暴力的犯罪**」とは
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反、傷害罪、傷害現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪。

第4講のまとめ

1. 本試験で使える形で覚える

⇒ 文章よりもビジュアルでとらえる

2. 知識を体系的にまとめる(理解)

⇒ 体系をおさえることでミス減らす

3. 正確に暗記する

⇒ 1、2をともに正確に覚え、精度を高める

1、2で理解したら、問題演習をしながら正確に暗記すること(3)。本試験に向けて精度を高めることが大切。

[宅建渋谷会]佐伯竜の通信教材(2016/02/16現在)

発売開始!!!

通信教材 平成28年版 宅建[基幹講座]宅建業法編

<http://shibuyakai.com/takken/dvd10.html>

通信教材 平成28年版 宅建[基幹講座]権利関係編

<http://shibuyakai.com/takken/dvd9.html>

お問合せ先

宅建渋谷会事務局

office@shibuyakai.com